

**TIPLO スポットニュース 2010.04.01**

TIPLO は、知的財産分野を中心に、お客様の知的財産戦略策定に役立つ台湾現地の法律情報を、あらゆる角度から取り上げている**スポットニュース**をリアルタイムに発信しています。スポットニュースは重大な IP 関連の事件発生や動向に合わせて不定期的にお届けするものがございます。

**商標法改正草案の要点説明**

商標法（以下、本法という）は国民政府が 1930 年 5 月 6 日に制定公布し、1932 年 1 月 1 日から施行して以来、11 回の改正が行われ、現行の商標法は 2003 年 5 月 28 日に公布、2003 年 11 月 28 日に施行されているものである。

近来、工商企業が急速に発展し、商取引形態が活発に行われているため、本法における若干の規定は適用するには不十分であり、商標権侵害部分の規定も司法実務適用上の疑義を生じさせることとなる。且つ商標流通は国際性があり、各国の商標出願手続の統合と調和を図るための商標法に関するシンガポール条約（The Singapore Treaty on the Law of Trademarks, STLT）は 2006 年 3 月にシンガポールにおいて開催された外交会議で採択され、2009 年 3 月正式に発効したことに鑑み、国際的な規範との調和を図るため、同条約に関する規定を本法に入れ、商標権の更なる保護を目的としている。2006 年から現行の商標法に関する規定が積極的に検討されるとともに、2008 年頃六回の商標法改正草案の公聴会及び六回の学者実務者委員会会議が続き開催され、各界から寄せられた意見を踏まえ、今度の「商標法改正草案」を作成した。その改正要点は次の通りである：

## 一、 章節名称を調整

本法の体系を明確にするため、条文の改正に伴い章節名称を調整する。

## 二、 本法の保護客体を明確化

本法によって保護され、登録出願を経て権利を取得した客体を明確にする。これには商標権、証明標章権、団体標章権と団体商標権を含む。（改正条文第一条及び第二条）

## 三、 商標使用行為の態様を明確化

世界諸国の立法例を参考に、商標の各種使用行為を明確にするるとともに、販売の目的をもって性質上、デジタル映像音声、電子媒体、インターネット又はその他の媒体を通して商品又は役務を所持し、陳列し、販売し、輸出入することも商標の使用行為に該当することを明確にする。（改正条文第五条）

## 四、 本法の保護客体を拡大

国際的な趨勢を踏まえ、商品又は役務の出所を識別するに足りる標識を商標登録の保護客体として認められることを受け入れるとともに、登録出願に係る商標見本が鮮明で、明確で、完全で、客観で、持久で、容易に理解可能で表現したものでなければならないことを明確にする（改正条文第十八条及び第十九条第三項）

## 五、 博覧会による優先権に関する規定を新設

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS）第二条の規定により、パリ条約第十一条における博覧会による優先権に関する規定を本法に入れる。（改正条文第二十一条）

## 六、 商標見本が実質変更でない場合を明確化

諸外国の立法例を参考に、商標見本が実質変更でない場合、登録出願後に変更することもできることを明確にする。（改正条文第二十三条但し書）

## 七、 商標登録出願事項及び登録事項の誤りを訂正できる規定を新設

商標登録出願事項及び登録事項が商標の同一性、又は指定商品又は役務の使用範囲の拡大に影響を与えない条件下で、出願人は誤りの訂正を請求することができることを明確にする。（改正条文第二十五条及び第三十八条）

## 八、 商標共有に関する規定を新設

産業界のニーズに応え、一つの商標を二人以上が共有できることを明確にするるとともに、それに応じて商標権共有に係る申請、移転、分割、減縮、使用許諾と質権の設定に関する規定を新設する。（改正条文第七条、第二十八条及び第四十六条）

## 九、 商標の不登録事由を改正

- (一) 商標登録の積極的要件と消極的要件を、二つの条文にそれぞれ明確に規定する。（改正条文第二十九条及び第三十条第一項）

- (二) 商標が単に商品又は役務の説明、通用標章或いは名称、又はその他の識別性のない標識である場合は、登録を受けることができないことを明確に規定する。その他、商標が機能性を有するものとして登録できないものは商品又はその包装容器の立体形状、顔色、音声等の非伝統的商標だけに限るべきではなく、機能性の問題もあるので、それを改正する。(改正条文第二十九条第一項第一号、第二号、第三号及び第三十条第一項第一号)
  - (三) パリ条約第六条の三の規定により、世界貿易機関の加盟国の国の紋章、旗章及びその他の記章、又は各国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに政府間国際機関の識別記号を保護するための条文を改正する。(改正条文第三十条第一項第二号、第五号及び第六号)
  - (四) 商標コンセント制度に同意することについて、現行法に定める商標及びその使用にかかる指定商品又役務が同一であることを排除する場合のほか、その他著しく不当な事項もあり、万全を期するため、商標併存登録の同意は著しく不当な事項がない場合を前提とすべきである旨の条文を新設する。(改正条文第三十条第一項第一号但し書)
  - (五) 審査効率の向上のため、商標、識別性又は機能性のない部分を含むものについて、出願人が権利不要求を声明するのは、当該部分が商標権の範囲に関して疑義を生じさせる恐れがある場合のみ必要とされている。声明しない場合は、当該商標が登録できないものとする。(改正条文第二十九条第三項及び第三十条第四項)
- 十、登録料の納付期間を守れなかった場合の権利回復に関する規定を新設  
シンガポール条約の精神を参考に、登録料の納付期間を守れなかった場合の権利回復に関する規定を新設する。権利の安定性を確保し、権利回復に伴う混同が生じ得る商標併存の発生を避けるために、権利を回復することができない旨の例外規定を設ける。(改正条文第三十二条第三項)
- 十一、登録料の分納に係る規定を削除  
現行法では登録料を二期に分けて納付するとの規定は、ライフサイクルが比較的短い商品の商標を淘汰する立法趣旨を達成しなかったのみならず、商標権者が第二期登録料の未払いで商標権を喪失するリスクを増加させたので、現行法第二十六条の登録料を分納するという規定を削除する。
- 十二、合理的な使用に対する規定でカバーされている指示性の合理的な使用の場合を改正  
商標の合理的な使用には記述性の合理的な使用と指示性の合理的な使用の二種類があり、後者は第三者が自己の商品又は役務の品質、性質、特性、機能等を表示し顕示するものとして他人の商標を使用することであり、例えば比較広告又は修繕の役務、又は自己の部品が商標権者の製品に利用できるといった表示はいずれも商標として使用されたものではなく、商標権の効力による拘束を受けない。万全を期するため、国外の立法例を参考に、商品又は役務の「性質」又は「特性」を表示するものとして使用される場合を含む条文を新設する。(改正条文第三十六条第一項第一号)
- 十三、独占(専用)使用権と非独占(通常)使用権に関する規定を新設  
商標法に関するシンガポール条約を参考に、独占使用権の定義及び再使用許諾に関する規定を新設し、専ら被許諾者に属する権益を保障するため、専ら被許諾者に属する権利行使等に関する規定を新設する。(改正条文第三十九条)
- 十四、登録商標に対する無効審判又は廃止の請求があったときは、請求前三年以内の使用証拠を提出すべきである旨の規定を新設  
無効審判又は廃止の請求に係る商標の登録が満三年経過した場合は、請求者は無効審判又は廃止の請求前三年以内における当該争議商標の使用証拠又は不使用の正当理由を提出しなければならない。(改正条文第五十七条及び第六十七条)
- 十五、商標権侵害に関する規定を改正
- (一) 侵害行為の態様を明確化  
排他的な商標権の及ぶ範囲を明確にするため、商標権者は他人の商標権の侵害行為を排除することができる規定を明確化する。(改正条文第六十八条)
  - (二) 商標権侵害責任の成立に係る主観要件の明確化を図る  
商標権侵害の排除及び防止では、行為者に主観上故意過失があることを必要としないが、損害賠償では、行為者に主観上故意過失があることを要する。(改正条文第六十九条第一項及び第三項)
  - (三) 「商標権侵害の認定」に係る規定を改正
    - 1. 商標権侵害と見なされた場合、著名商標の識別性又は信用・名誉に損害を与える

恐れがあることを立証すれば足りることを明確に規定する。それは著名商標への保護が不十分になることを避けるためである。

2. 商標権侵害の恐れがあることを明らかに知りながら、商品又は役務と結合していないラベル、タグ、包装容器又は役務に関連する物件を製造し、所持し、陳列し、販売し、又は輸出入する等の行為は商標権を侵害する行為とみなす規定を新設する。

- (四) 水際対策の職権による押収及び侵害物品情報の提供に関する規定を新設  
税関が職権で押収する法的根拠を新設する；押収物の機密資料保護を損なわないという状況下において、税関は申請人又は被押収者の申請により、商標権侵害物品であるかを確認するため、その押収物の検閲を許可し、商標権者に侵害物品に関する情報を提供することができる。(改正条文第七十五条及び第七十六条)

十六、証明標章及び団体商標に関する規定を改正

- (一) 証明標章の定義の改正及び産地証明標章の定義の新設  
証明標章の定義を改正するとともに、産地証明標章の定義及びその申請に関する規定を明確にする。(改正条文第七十九条ないし第八十三条)
- (二) 産地団体商標の定義等に関する規定を新設  
産地団体商標の定義を改正するとともに、その申請及び産地証明標章に準用する規定を新設する。(改正条文第八十七条、第八十八条及び第九十条)

十七、証明標章権への侵害に関する刑事罰を新設

証明標章は商標に比べ公益性が高いものであり、証明標章権への侵害が社会公衆にもたらす損害は商標より大きいことに鑑み、証明標章権への侵害に関する刑事罰を新設するものとする。その他、証明標章権侵害の恐れがあることを明らかに知りながら、販売し、又は販売の意図をもって他人の登録を受けている証明標章と同一又は類似のマークを付したラベル、包装容器又は他の物件を製造し、所持し、陳列した場合、証明標章権へ侵害のみならず、公益に危害を及ぼすこともあり得るので、その禁止を明記する規定を明確にするものとする。(改正条文第九十五条)

十八、侵害物品であることを明らかに知りながら、電子媒体又はインターネットを通じて販売し、意図的に販売することに関する刑事罰を新設

電子商取引及びインターネット発達における経済発展の状態に応じるため、電子媒体又はインターネットを通じて販売し、意図的に販売する行為も商標権を侵害する行為とみなす規定を明確にする。(改正条文第九十六条)

十九、過渡条項を新設する

今回の改正では登録商標に対する無効審判又は廃止の請求があったときは、使用証拠を提出しなければならない事、並びに当該証拠がその真実使用に合致しなければならない事等の規定は、本法改正施行後に提出された無効審判又は廃止案件のみ適用され、本法施行前に受理された商標に対する無効審判又は廃止の案件には適用されない(改正条文第一百四十二条第二項及び第一百五十二条第二項)

二十、匂い商標の登録出願に関する規定は主務官庁で定める日から施行する規定を明確化

匂い商標が鮮明で、明確で、完全で、客観で、持久で、容易に理解可能で表現するという要求を満たすためにどうやってするかを斟酌すれば、本法の施行後に、主務官庁は規定新設による実務作業を準備し、対外宣伝するために、時間が必要になるので、その施行の日は、別に定めるものと規定する。(改正条文第一百六十二条第二項)

---

Copyright©2010 TIPL Attorneys-at-Law

**台灣國際專利法律事務所**

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号 偉成大樓 7 階

7<sup>th</sup> Floor, We Sheng Building,

No.125, Nanking East Road, Sec. 2,

P.O.BOX 39-243, Taipei 10409, Taiwan

Tel : 886-2-2507-2811 Fax : 886-2-2508-3711・2506-6971

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw) <http://www.tiplo.com.tw>